

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項に基づく地方公共団体実行計画)

## エコオフィスとくしま・県率先行動計画 (5次計画)

平成27年度～平成31年度

平成27年3月

徳島県

# 目 次

第1章	計画策定の趣旨・背景	1
第2章	基本的事項	2
1	計画の目的	2
2	計画の期間	2
3	計画の基準年度	2
4	計画の対象範囲	2
第3章	計画の目標	3
1	環境に配慮した取り組みに関する目標	3
2	温室効果ガスの総排出量に関する目標	3
第4章	目標達成に向けた取り組み	5
1	グリーン調達等	5
2	建築物のグリーン化	5
3	行政事務のグリーン化	5
第5章	計画の推進と点検・公表	7
1	研修等	7
2	点検体制・公表	7

## エコオフィスとくしま・県率先行動計画

平成27年3月17日策定

### 第1章 計画策定の趣旨・背景

地球温暖化問題は、国際社会や国はもとより、地域においても、取り組まなければならない人類の生存に関わる喫緊の課題である。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成26年11月に最新の知見をとりまとめた第5次評価報告書統合報告書の中で、地球温暖化がさらに進み、海面上昇のような「不可逆的な悪影響」がもたらされる恐れを指摘し、温室効果ガスの早期の排出削減の必要性を訴えており、京都議定書を引き継ぐ新しい国際協力の枠組みの合意に向けて、現在、国際交渉が進められている。

また、国においては、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、温室効果ガスの排出抑制に向けた、国・地方公共団体・事業者・国民の責務を明らかにするとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を推進しているところである。

こうした中、徳島県では、持続可能な未来の創造に向け、地球規模での環境問題への対応、自然との共生、潤いあふれる生活環境づくりなど、斬新な発想や先進的な取り組みで環境の世紀をリードする「環境首都とくしま」の実現に努めている。

地球温暖化対策については、地域からの取り組みが重要であるとの認識のもと、平成21年4月、「徳島県地球温暖化対策推進条例」及び「徳島県地球温暖化対策指針」を施行、平成23年8月には「徳島県地球温暖化対策推進計画」を策定し、エネルギーや資源の消費が少ない循環型の社会経済活動の仕組みを構築し、低炭素社会を実現することを目指して、県民総ぐるみの取り組みを推進している。

もとより、県は、環境施策を推進する主体であるが、その一方で、県内において規模の大きい事業主体であり、かつ、消費者であることから、県自らが環境に配慮した社会経済活動を実行することは、環境への負荷を少なくする上で重要であるとともに、県が率先して行動することを通じ、市町村、事業者、県民等の同様の行動を誘発することが期待される。

このため、平成8年9月、県自らの事務及び事業に伴う環境への負荷の削減に向けた具体的な取り組み及びその目標等を定めた「エコオフィスとくしま・県率先行動計画（1次計画）」を策定し、その推進に努めてきたが、地球温暖化対策推進法により新たに計画の策定が義務付けられたことを受け、「県自らの事務及び事業に係る温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」として、平成12年8月、2次計画を策定し、さらに、平成17年4月からは3次計画、平成22年4月からは4次計画を策定し、取り組みを進めてきたところである。

この度、4次計画の終了に伴い、これまでの取り組み状況や国の動向を踏まえ、新たな「エコオフィスとくしま・県率先行動計画（5次計画）」を策定するものである。

## 第2章 基本的事項

### 1 計画の目的

県自らの事務及び事業に関し、その本来の目的の達成を図りつつ、地球温暖化対策推進法第20条の3第1項に基づく温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置及びその他環境に配慮した措置（以下「環境に配慮した取り組み」という。）の内容を定めることにより、地球温暖化対策をはじめとする環境への負荷のより少ない活動を推進するとともに、地球環境の保全に貢献することを目的とする。

### 2 計画の期間

平成27年度から平成31年度までの5年間とする。

なお、この間の社会情勢の変化、技術の進捗及び目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じ見直しを行うこととする。

### 3 計画の基準年度

計画の基準年度は平成25年度とする。

### 4 計画の対象範囲

知事部局、企業局、病院局、教育委員会、公安委員会、各種行政委員会等及び議会が行う事務及び事業とする。

ただし、事務及び事業のうち、外部へ委託等して実施するものは除くが、県有の施設の管理等に関するものについては、当該事務及び事業の受託者等に対して、県に準じて環境に配慮した取り組みがなされるよう要請する。

#### [計画の対象機関]

知事部局

企業局

病院局

議会事務局

各種委員会事務局

教育委員会

警察本部及び各警察署

### 第3章 計画の目標

#### 1 環境に配慮した取り組みに関する目標

環境への負荷のより少ない活動の推進のため、環境に配慮した取り組みとして次のことを行う。

- (1) 財及びサービスの購入又は使用に当たっての配慮（以下「グリーン調達等」という。）
- (2) 建築物の建築、管理等に当たっての配慮（以下「建築物のグリーン化」という。）
- (3) その他の事務又は事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮（以下「行政事務のグリーン化」という。）
- (4) 職員に対する研修等（以下「研修等」という。）
- (5) 計画の推進体制の整備及び実施状況の点検（以下「推進体制の整備等」という。）

このうち、以下の8項目について数値目標を設定し、重点的に取り組みを推進する。なお、目標は、平成25年度を基準年度とし、平成31年度における目標として示す。

項 目	目 標
①用紙類使用量	基準年度から10%削減
②上水使用量	基準年度から5%削減
③電気使用量	基準年度から5%削減
④公用車の燃料使用量	基準年度から5%削減
⑤エネルギー供給施設等の燃料使用量	基準年度から5%削減
⑥廃棄物量のうち廃棄処分するごみの量(※1)	基準年度から10%削減
⑦廃棄物量のうち資源ごみの量(※2)	基準年度から10%削減
⑧再資源化率(※3)	100%

(※1) 資源ごみ以外のごみの量。

(※2) OA用紙、新聞紙、雑誌、缶、ビン等の再資源化が可能なもの。

(※3) 資源ごみのうち、再資源化された割合。

#### 2 温室効果ガスの総排出量に関する目標

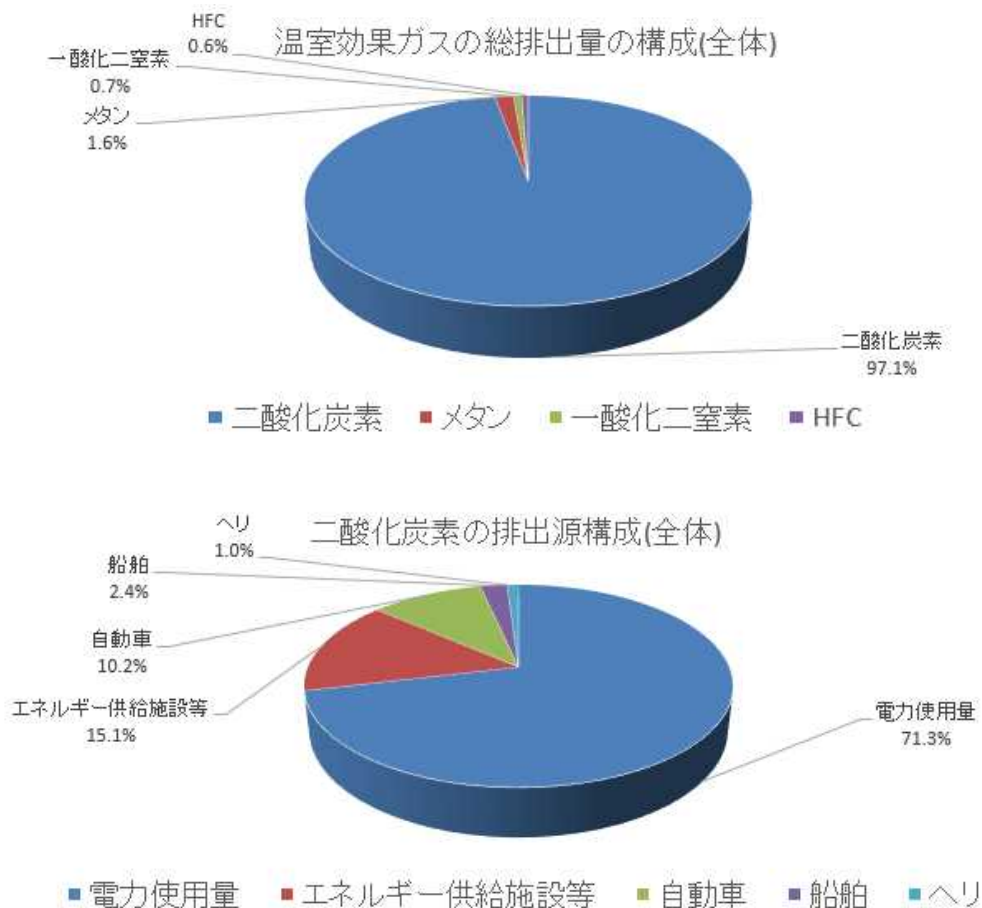
上記1の環境に配慮した取り組みを行うこと等により、温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算値）を、平成31年度までに、基準年度である平成25年度の総排出量から5%削減する。

- 平成25年度総排出量 49,325トン
- 削減率（削減量） 5%（2,466トン）

## (参考) 県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量

平成25年度における県の事務・事業に伴う温室効果ガスの総排出量（二酸化炭素換算）は、49,325トンとなっている。

温室効果ガスの排出量を物質別にみると、二酸化炭素が約97%と全体の大部分を占めており、その排出源構成をみると、電気の使用が約71%を占め、最も大きくなっている。



## 第4章 目標達成に向けた取り組み

計画の目標の達成に向け、環境に配慮した取り組みとして、以下に示すような具体的な取り組みを積極的に推進するように努める。

なお、◆印の項目については、特に重要な取り組み項目に位置付け、可能な限り取り組みの促進を図るものとする。

また、新たに制定された「環境首都とくしま・未来創造憲章」の普及・推進を図るため、憲章に掲げる各項目について、県自ら率先して取り組むものとする。

### 1 グリーン調達等

財及びサービスの調達等に当たっては、環境保全型製品等を優先的に購入することとし、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）の趣旨を踏まえ、一大消費者の立場からこれを推進する。

このため、環境負荷の少ない製品及び原材料の選択や環境負荷の削減のための資源利用の節約等に努めるものとし、具体的には、別に定める「徳島県グリーン調達等推進方針」に基づき実施する。

#### ◆ 低公害車の導入

- ・ 公用車については、公用車導入要領に基づき、低公害車を優先的に選択する。
- ・ 特に低燃費、低排出ガスの性能に優れた電気自動車やプラグイン・ハイブリッド自動車など、技術開発の動向をはじめ、導入効果と導入コストを踏まえながら、率先して導入する。

### 2 建築物のグリーン化

建築物の建築等に当たっては、建築物自体からの環境負荷の低減や周辺の様々な環境への配慮を行うものとする。

このため、省エネルギー・省資源対策の推進を図るとともに、周辺との関係において、各地域の特性に応じて良好な大気確保、良好な水域の生態系の確保等に努めるものとし、具体的には、別に定める「徳島県公共建築物グリーン化方針」に基づき実施する。

#### ◆ 再生可能エネルギーの導入等

- ・ 太陽光発電をはじめ、太陽熱、風力、水力、バイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーの導入に努める。
- ・ 建物の緑化（屋上緑化、壁面緑化）の導入に努める。
- ・ LED照明やリチウムイオン電池の積極的な導入に努める。

### 3 行政事務のグリーン化

その他の事務又は事業の執行に当たっては、職員一人ひとりが、日常業務において、自主的、かつ、積極的に環境に配慮し、温室効果ガスの排出の抑制など、環境負荷の削減に取り組むことが重要であり、使用する電気、水、燃料等の資源・エネルギーの節約及び発生する廃棄物のリサイクル等について、事業者の立場からこれを推進する。

## (1) 環境負荷の削減のための資源・エネルギー利用の節約

### ① 用紙類の使用量の削減

- ・資料の簡素化、両面コピー、両面印刷等を極力図る。
- ・庁内LAN等の有効利用、各種申請・届出の電子申請化を図り、ペーパーレス化に努める。
- ・新聞コピーの削減を極力図る。

### ② 庁舎等におけるエネルギー使用量の抑制等

- ・不必要な電灯の消灯等の徹底
- ・空調の適切な温度管理
- ・夏期・冬期における適切な服装（徳島 夏・冬のエコスタイル）での執務
- ・エレベーターの適切な使用等
- ・庁舎等における電気使用量の節約及びエネルギー供給施設等の燃料使用量の抑制を極力図る。
- ・自動販売機の設置の合理化を図る。

### ③ 庁舎等における節水等の推進

- ・洗面所及び給湯室での節水の励行
- ・庁舎の水道の減圧調整、水漏れ点検、庁舎等における節水等を極力図る。

### ④ 公用車等の利用合理化等

- ・公用車の使用実態を精査し、台数の削減を図る。
- ・貸し出し公用車に係る低公害車の選択利用の徹底
- ・不必要なアイドリング中止等の環境に配慮した運転方法の徹底
- ・公共交通機関の利用の奨励
- ・貸し出し自転車（特に独立型ソーラー式電動アシスト自転車）の利用の促進等、公用車等の利用合理化等を極力図る。
- ・職員及び来庁者の自動車利用の抑制又は効率化を呼びかける。

## (2) 環境負荷の削減のための廃棄物の減量化及びリサイクルの推進等

- ① 製品等の長期使用及び購入時の過剰包装の見直し等により、廃棄物の発生量を削減する。
- ② 市町村又はリサイクル業者等により行われているリサイクルの実状を踏まえ、執務室内等において、分別回収ボックスを適切に配置する等により、分別収集を通じたリサイクルの推進を図る。
- ③ 原則として、OA用紙、段ボール、新聞紙、缶、ビン等の資源ごみは、全て再資源化を図るものとする。

## (3) 県主催のイベント実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

- ① 県が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努める。
- ② 特に相当程度大規模なイベント（概ね1,000人程度以上の人が集まる催し）にあつては、別に定める「徳島県地球温暖化対策指針」で示す取組方法、及び「エコイベントマニュアル」に基づき実施する。



## 第5章 計画の推進と点検・公表

### 1 研修等

計画の着実な推進には、職員一人ひとりの環境の保全及び創造の推進に向けた自覚及び行動が重要であることから、研修等により職員の意識改革を図る必要がある。

このため、職員に各種環境研修の機会を提供するとともに、環境活動等に関する情報提供を積極的に実施する。また、職員の環境研修、環境活動等への参加を奨励する。

### 2 点検体制・公表

#### (1) 計画の推進体制の整備等

計画の推進、点検及び評価に当たっては、「環境首都とくしま・県マネジメントシステム」に基づき徳島県環境対策推進本部（以下「推進本部」という。）において、全庁的状況の管理及び監督等を行うとともに、計画の実効性を確保するため、推進本部に設置する環境マネジメントシステム推進・点検班において取り組みの推進及び点検を行う。

#### (2) 計画の実施状況の点検及び評価並びに継続的な推進

全庁的な計画の実施状況及び計画目標に対する進捗状況については、推進本部の環境マネジメントシステム推進・点検班が毎年調査（年度前半に係る別に定める特定項目を対象とした調査、及び1年間のすべての項目を対象とした調査）し把握を行う。

その調査結果を踏まえ、徳島県環境審議会の外部有識者等からの意見聴取等を経て、推進本部においてその内容の点検及び評価を行い、県の各機関相互の連携及び協力の下、今後の計画の効果的な推進方策等について審議する。

また、点検及び評価の結果に基づき、必要な見直し又は継続的な改善を行う。

#### (3) 実施状況の公表

計画の進捗状況については、徳島県の環境白書等により毎年公表する。併せて、県のホームページを活用する等、市町村、事業者及び県民等への周知に努める。